

地域公共交通活性化・再生事業費補助金

本補助制度は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（法定協議会）が、同法律に基づく「**地域公共交通総合連携計画**」を策定するために必要な調査や、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する**情報提供**や**利用促進活動**及び**利便性向上のための情報提供システムの開発**を行う場合に補助する制度です。

- 補助対象者 法定協議会（ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会については、補助対象事業者とみなす。）
- 補助率 1/3以内（ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする）
（以下、2. 公共交通利用円滑化事業のみ適用）
- 補助要件
 - ・「地域公共交通総合連携計画」に盛り込まれている取組み内容であること（ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に作成された同法第5条に規定する内容に相当する計画については地域公共交通総合連携計画とみなす。）
 - ・鉄道、バス等複数モードの利用促進に資する取組みであること

1. 「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業

- 「**地域公共交通総合連携計画**」を策定するために必要な調査を支援。
 - ・現況交通実態調査、交通が地域に及ぼす影響調査、ニーズ把握調査、データ分析、需要・収支採算予測、計画策定に要する事務費

2. 公共交通利用円滑化事業

(1) 公共交通利用促進活動支援事業

- 公共交通サービスの**情報提供に関する取組み**を支援。
 - ・鉄道やバスの総合交通マップ（路線、ダイヤ情報）の作成費
 - ・乗継情報等の提供のためのWEBコンテンツ作成費
 - ・パンフレット・ポスター・案内板の作成費
- 公共交通機関の**利用促進活動**を支援します。
 - ・割引定期制度など公共交通機関の利用促進に資する施策に関するシステム開発・運営費（割引額の補填は対象外）・広報費
 - ・公共交通機関の利用促進に関するセミナー・シンポジウム・イベント等啓発活動の開催費（講師等の派遣費、教材の作成費、運営費、広報費）

(2) 乗継利便性向上施設整備支援事業

- 交通結節点における**乗継情報システムの開発**を支援。
 - ・駅などの交通結節点において鉄道、バス等複数モードの乗継情報や病院、公共施設等の地域の情報を一体的総合的に提供するシステムの開発費用



※H18年度創設の公共交通利用円滑化事業費補助制度は、本事業に統合されました。

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定

1. 計画の作成・実施

協議会

市町村 公共交通事業者※ 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等 ※鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

協議会参加者の協議結果の尊重義務

- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会の参加要請応諾義務（*公安委員会、住民は除く）

地域公共交通総合連携計画

○ 地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生のために、地域総合的に検討し、合意形成を図る。

LRTの整備



BRTの整備、オムニバスタウンの推進



海上運送サービスの改善



乗継の改善



地方鉄道の再生



その他

- ・地域のバス交通の活性化や、地方鉄道の活性化等による地域住民や観光客のための公共交通サービスの改善
- ・地域による利用促進活動 等



- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化 等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得
- ・BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化 等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得

- ・計画認定による事業計画変更認可等のみなし取得
- ・運行計画を事後届出制に緩和
- ・共通乗車船券に係る一括届出化

- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期 等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮 等

法律上の特例措置

国による総合的支援

予算等

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV（デュアルモードビークル）

- ・軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS（インテリジェントマルチモードトランジット）

- ・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT (Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT (Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム